

不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査について

不登校等の児童生徒が通う民間団体や保護者の支援を行う民間団体の活動状況等を把握し、これらの団体が具体的にどのような活動をしているのか、また、教育委員会、学校とどのような連携をしているのかなどについて把握した上で、今後の連携方策検討の参考とするため、フリースクール等の活動状況等についての調査を実施します。

1 調査の概要

(1) 調査対象

不登校等の児童生徒が通う民間団体や保護者の支援を行う民間団体

(2) 調査方法

県教育委員会ホームページでのインターネットによる回答

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=963>

(3) 調査期間

令和元年8月9日（金）～9月13日（金）

(4) ヒアリング

特徴的な取組を行っている団体等には、アンケート調査後個別ヒアリングを実施

2 調査項目

(1) 団体について（設立時期、団体の形態、施設の保有状況等）

(2) スタッフについて（スタッフ数、教員免許等資格の保有状況等）

(3) 在籍者について（受入対象、在籍者数等）

(4) 活動について（開所日数、活動内容等）

(5) 学校との連携について（連携状況、出席扱いの状況、使用する学習教材等）

【参考】

(1) 不登校等児童生徒への支援について

県教育委員会では、「学びのセーフティネット構築事業」において、これまでのスクールソーシャルワーカーの配置拡充に加え、学級集団アセスメントの導入、校内適応指導教室の整備、東大ROCKET in 広島を実施するとともに、不登校等児童生徒への支援を行っている民間団体等との連携方策について検討することとしています。

(2) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文部科学省）より抜粋

（教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援）

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。

不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査について（お願い）

平成 29 年度における本県の年間 30 日以上欠席している不登校児童生徒数は、小学校 893 人、中学校 2,149 人となっています。

これまで小・中学校に不登校対策実践指定校を置き、不登校等児童生徒への支援に取り組んだことなどにより、不登校児童生徒数は平成 14 年度のピーク時からは大幅に減少しているものの、依然として 3,000 人を超えています。

このため、本年度は「学びのセーフティネット構築事業」において、これまでのスクールソーシャルワーカーの配置拡充に加え、学級集団アセスメントの導入、校内適応指導教室の整備、東大 R O C K E T in 広島を実施するとともに、不登校等児童生徒への支援を行っている民間団体等との連携方策について検討することとしています。

御存じのとおり、平成 28 年 12 月に策定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」においては、不登校等児童生徒の学習機会を確保するため、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携を行うこととされています。

広島県教育委員会としましては、みなさまがどのような活動をされておられるのか、また、教育委員会、学校とどのような連携をされているのかなどについて把握した上で、今後の連携方策を検討し、不登校等児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行ってまいりたいと考えております。

日々の活動でお忙しいとは思いますが、調査へ協力いただきますようお願いいたします。

令和元年 8 月 9 日

広島県教育委員会事務局教育部
義務教育指導課
豊かな心育成課
生涯学習課

【調査結果の活用について】

1 公表について

回答団体が特定されないように処理した集計結果をホームページ等で公表します。

2 市町教育委員会等への情報提供について

- 不登校等児童生徒を支援している民間団体等と地方公共団体との連携促進のため、全ての回答を集計し、県内市町教育委員会及び福祉、青少年育成所管課など行政機関へ、情報提供したいと考えています。
- また、市町教育委員会を経由して、所管の学校へ情報提供されることもあります。

提供を希望されない場合は、該当の設問（Q1）において、その旨御回答ください。

【回答方法】

- 次のアンケートサイトから入力、回答してください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=963>
- インターネットでの回答が困難な場合は、同封した調査票に記入の上、FAXにて御回答ください。

回答締切：令和元年9月13日（金）

※ このアンケートにおける「フリースクール等」とは、不登校等児童生徒及びその保護者に対する支援全般を行う団体を指します。

※ 実績は、令和元年8月1日現在（もしくは直近の数値）でお答えください。

【問合先】

〒730-8514 広島市中区基町 9-42

広島県教育委員会生涯学習課生涯学習振興係

T E L 082-513-5012 FAX 082-212-3331 メール gakusyu@pref.hiroshima.lg.jp

不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査

【情報提供について】

Q1 本調査の結果は、不登校等児童生徒を支援している民間団体等（以下「フリースクール等」という）と地方公共団体との連携促進のため、全ての回答を集計し、県内市町教育委員会及び福祉、青少年育成所管課など行政機関へ、情報提供したいと考えています。

また、市町教育委員会を経由して、所管の学校へ情報提供されることもあります。

希望する情報提供の範囲について、あてはまるものを、1つ選んでください。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 すべて提供しても良い | 2 すべて提供は希望しない |
| 3 一部提供を希望しない設問がある。(設問番号：) | |

【団体（基本情報）について】

Q2	団体名	
Q3	団体の所在地	
Q4	代表者氏名	
Q5	設立時期	
Q6	法人格取得時期（法人の場合）	
Q7	電話番号	
Q8	E-mail	

【団体（類型）について】

Q9 貴団体の形態について、もっともあてはまるものを、1つ選んでください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 特定非営利法人（NPO法人） | 5 上記以外の法人（社会福祉法人など） |
| 2 学校法人（準学校法人） | 6 法人格を有しない任意団体 |
| 3 一般公益・社団法人，一般公益・財団法人 | 7 個人・その他 |
| 4 営利法人（株式会社等） | |

Q10 貴団体の類型について、もっともあてはまるものを、1つ選んでください。

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 フリースクール（フリースペースを含む） | 3 学習塾 |
| 2 親の会 | 4 その他() |

【団体（在籍者）について】

Q11 主な支援対象について、もっともあてはまるものを、1つ選んでください。

- | | | |
|--------------|-------|-------------|
| 1 児童・生徒等（子供） | 2 保護者 | 3 子供及び保護者両方 |
|--------------|-------|-------------|

Q 12 受入対象について、現在在籍していなくても希望があれば受け入れている対象について、あてはまるものを、全て選んでください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 未就学児 | 6 高校・大学等に在籍しない18歳以上 |
| 2 小学生（特別支援学校含む） | 7 保護者 |
| 3 中学生（特別支援学校含む） | 8 その他（ ） |
| 4 高校生（特別支援学校含む） | 9 制限していない |
| 5 高校に在籍しない15～18歳 | |

Q 13 在籍者数について、合計人数を記入してください。

人

Q 14 在籍者の通学（参加）範囲について、あてはまるものを、全て選んでください。

- | | | |
|----------------|---------|------|
| 1 （団体が所在する）市町内 | 2 県内市町外 | 3 県外 |
|----------------|---------|------|

【団体（活動）について】

Q 15 週当たりの活動日数について、もっともあてはまるものを、1つ選んでください。
毎週活動がない場合は、「1日未満」を選んでください。

- | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1日未満 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|

Q 16 活動内容（子供への支援）について、あてはまるものを、全て選んでください。

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1 【学習支援】個別の学習 | 11 【その他】障害のある児童生徒への支援 |
| 2 【学習支援】授業形式（講義形式）による学習 | 12 【その他】外国にルーツを持つ子供への支援 |
| 3 【学習支援】動画配信等による、在宅での学習 | 13 【その他】相談、カウンセリング |
| 4 【体験活動】社会体験（見学、職場体験等） | 14 【その他】家庭への訪問 |
| 5 【体験活動】自然体験（自然観察、農業体験等） | 15 【その他】食の支援（食事の提供等） |
| 6 【体験活動】調理体験（昼食づくり等） | 16 【その他】生活支援（基本的な生活習慣の確立等） |
| 7 【体験活動】芸術活動（音楽、美術、工芸等） | 17 【その他】就労支援（就職先の紹介等） |
| 8 【体験活動】スポーツ活動 | 18 【その他】居場所づくり |
| 9 【体験活動】宿泊体験 | 19 その他（ ） |
| 10 【体験活動】学習成果、演奏や作品等の発表会 | 20 子供への支援は特にしていない |

Q 17 活動内容（保護者への支援）について、あてはまるものを、全て選んでください。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1 不登校等児童生徒の保護者の集まりを開催している | 4 その他（ ） |
| 2 家庭訪問を行っている | 5 保護者への支援は特にしていない |
| 3 保護者との個別相談を行っている | |

【団体（スタッフ）について】

Q 18 スタッフ数について、代表者、非常勤、ボランティア等も含む全人数を記入してください。

人

Q 19 「Q18」に記入したスタッフ数のうち、有給のスタッフの人数を記入してください。

人

Q 20 スタッフの資格保有等状況について、あてはまるものを、全て選んでください。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 教員免許 | 4 社会福祉士等、福祉に関する専門的な資格 |
| 2 教員経験者 | 5 特になし |
| 3 臨床心理士等、心理に関する専門的な資格 | 6 その他() |

【団体（会費等）について】

Q 21 入会金について、あてはまるものを、1つ選んでください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 徴収していない | 5 30,001～50,000 円 |
| 2 5,000 円以下 | 6 50,001～100,000 円 |
| 3 5,001～10,000 円 | 7 100,001 円以上 |
| 4 10,001～30,000 円 | |

Q 22 会費等（授業料）について、あてはまる月当たりの金額を、1つ選んでください。
月ごとの徴収でない場合は、1月当りに換算して選んでください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 徴収していない | 4 10,001～30,000 円 |
| 2 5,000 円以下 | 5 30,001～50,000 円 |
| 3 5,001～10,000 円 | 6 50,001 円以上 |

Q 23 授業料以外の会費等について、あてはまるものを、1つ選んでください。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 徴収している | 2 徴収していない |
|----------|-----------|

Q 24 「Q23」で「1 徴収している」を選んだ方は、内容を記入してください。

Q 25 減免制度について、あてはまるものを、1つ選んでください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 減免制度がある | 2 減免制度がない |
|-----------|-----------|

【団体（施設）について】

Q 26 施設の所有状況について、もっともあてはまるものを、1つ選んでください。

- 1 自己所有 2 公共施設を借用 3 民間施設を借用

【教育委員会との連携について】

Q 27 教育委員会担当者との連絡、教育委員会主催の行事への参加等教育委員会等の連携について、あてはまるものを、1つ選んでください。

- 1 連携している 2 連携していない

Q 28 「Q27」で「1 連携している」を選んだ方は、内容を記入してください。

【学校との連携について】

Q 29 教員との定期的な連絡、訪問等児童生徒の所属校との連携について、あてはまるものを、1つ選んでください。

- 1 連携している 2 連携していない

Q 30 「Q29」で「1 連携している」を選んだ方は、内容を記入してください。

Q 31 在籍者のうち、所属校で「指導要録上出席扱い」となっている児童生徒がいますか。あてはまるものを、1つ選んでください。

- 1 出席扱いの実績あり 2 出席扱いの実績なし 3 把握していない

Q 32 児童生徒1人1人に対する支援計画を作成していますか。あてはまるものを、1つ選んでください。

- 1 作成している 2 作成していない

Q 33 使用している学習教材について、あてはまるものを、全て選んでください。

- 1 教科書や学校で使用しているワークやドリル 4 その他()
2 学校で使用していない市販の教材 5 特にな
3 団体・施設またはスタッフが独自に作成・用意したもの

【連携全体について】

Q 34 関係機関との今後の連携について、連携したい関係機関を、全て選んでください。

- 1 行政（教育委員会） 7 民間企業
2 学校 8 民生委員等地域の特別職ボランティア
3 行政（福祉部局） 9 NPO, ボランティア団体
4 行政（青少年育成部局） 10 その他()
5 他のフリースクール等 11 特にな
6 医療機関

【その他】

Q 35 活動を進めていくにあたり、課題と感じていることを、全て選んでください。

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 活動・運営資金の確保 | 6 教育委員会との連携 |
| 2 スタッフ等人材の確保 | 7 教育委員会以外の行政機関との連携 |
| 3 施設・設備の確保 | 8 他のフリースクールとの連携 |
| 4 広報 | 9 その他 |
| 5 学校との連携 | 10 特にない |

Q 36 「Q35」で「9 その他」を選んだ方は、具体的に記入してください。

Q 37 活動の結果、児童生徒にどのような変化があらわれましたか。気づきがあれば記入してください。

Q 38 その他、教育委員会とフリースクール等の連携について、御意見があれば記入してください。

Q 39 できるだけ多くの情報を集めたいので、貴団体以外で、不登校等児童生徒及びその保護者に対する支援を行う団体を御存じであれば記入してください。

設問は以上です。

今後、アンケート内容等について、ヒアリングを行う場合もありますので、その際は、御協力をよろしくお願いいたします。

御回答ありがとうございました。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号）
概要

I. 総則（第 1 条～第 6 条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第 7 条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第 8 条～第 13 条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第 14 条・第 15 条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1 の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第 16 条～第 20 条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から 2 月後に施行（IV. は、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後 3 年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる